

第447回南国市議会定例会会議録

第7日 令和8年6月25日 木曜日

出席議員

1番 斉藤正和	2番 松下直樹
3番 松本信之助	4番 西内俊二
5番 溝渕正晃	6番 山本康博
7番 斉藤喜美子	8番 杉本理
9番 丁野美香	10番 西山明彦
11番 神崎隆代	12番 植田豊
13番 西本良平	14番 山中良成
15番 岩松永治	16番 土居恒夫
17番 有沢芳郎	18番 前田学浩
19番 岡崎純男	20番 浜田雅士
21番 今西忠良	

＊

欠席議員

なし

＊

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 渡部靖
副市長 岡崎拓児	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 松木和哉
参事兼財政課長 溝渕浩芳	参事兼企画課長 田所卓也
情報政策課長 徳平拓一郎	税務課長 北村長武
市民課長 藤宗歩	子育て支援課長 高野正和
長寿支援課長 内村達也	保健福祉センター所長 弘田明平
こども家庭センター所長 松岡千左	環境課長 吉本晶先
農林水産課長 川村佳史	農地整備課長 岡崎辰彦
商工観光課長 山崎伸二	建設課長 山崎浩司
地籍調査課長 横山聖二	都市整備課長 篠原正一

住 宅 課 長	伊 藤 恒	上下水道 局 長	細 木 玲 次
会 計 管 理 者 兼 長	竹 村 亜 希 子	福祉事務 所 長	天 羽 庸 泰
会 計 課 長			
学 校 教 育 課 長	池 本 滋 郎	生涯学習 課 長	前 田 康 喜
監 査 委 員 長	藤 田 佳 子	農 業 委 員 会 長	森 本 卓 哉
事 務 局 長		事 務 局 長	
消 防 長	三 谷 洋 亮		

*—

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	野 口 裕 介	次 長	門 脇 智 哉
書 記	三 谷 容 子		

*—

議事日程

令和 8 年 6 月 25 日 木曜日 午前10時開議

- 第 1 議案第 1 号 南国市税条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第 2 号 南国市公園条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 3 号 南国市防災広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 4 号 南国市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 5 号 南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の特例に関する条例
- 第 6 議案第 6 号 市道の認定について
- 第 7 議案第 7 号 高規格救急自動車購入契約の締結について
- 第 8 議案第10号 (都) 南国駅前線 (第 2 工区) 後免駅前広場整備工事請負契約の締結について
- 第 9 議案第11号 令和 8 年度事務用パソコン購入契約の締結について
- 第10 承認要求書
- 第11 議員派遣の件

*—

本日の会議に付した事件

日程第 1 より日程第11まで

議発第 1 号より議発第 3 号まで

*—

午前10時 2 分 開議

○議長（西本良平） これより本日の会議を開きます。

＊

議案第１号から議案第７号まで、議案第１０号、議案第１１号

○議長（西本良平） この際、議案第１号から議案第７号まで及び議案第10号、議案第11号、以上９件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長松下直樹議員。

＊

令和８年６月23日

南国市議会議長 西 本 良 平 様

総務常任委員長

松 下 直 樹

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第 １ 号	南国市税条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第 ３ 号	南国市防災広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第 ４ 号	南国市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第 ５ 号	南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の特例に関する条例	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第 ７ 号	高規格救急自動車購入契約の締結について	原案を可決すべきもの	適当と認める

第10号	(都) 南国駅前線(第2工区) 後免駅前広場整備工事請負契約の締結について	原案を可決すべきもの	適当と認める
第11号	令和8年度事務用パソコン購入契約の締結について	原案を可決すべきもの	適当と認める

＊

〔2番 松下直樹議員登壇〕

○2番(松下直樹) 総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第3号から議案第5号まで、議案第7号、議案第10号、議案第11号の7件であります。去る6月23日に委員会を開催し、執行部から副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告申し上げます。

まず、議案第1号南国市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであり、主な改正の内容は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直し及び優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例に係る規定の追加を行うことであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号南国市防災広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平常時における市民の防災に関する意識の向上を図るとともに、災害発生時における災害応急対策活動の拠点としての機能を確保するために設置している南国市防災広場について、新たに岩村地区防災広場を追加することから、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号南国市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令の施行に伴い、宿泊費基準額について見直しを行うことから、本条例の一部を改正するものであります。併せて、宿泊手当及び転居費に係る規定の見直しを行うものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の特例に関する条例につきましては、長期間に及ぶ生活保護業務担当職員の事務懈怠により、市政に対する市民の信頼

を著しく失墜させたことから、市長の給料を減額するため、本条例を制定するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号高規格救急自動車購入契約の締結についてにつきましては、南国市消防署の高規格救急自動車を購入するに当たり、令和8年5月8日に見積競争を実施した結果、4,308万1,220円で購入契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号（都）南国駅前線（第2工区）後免駅前広場整備工事請負契約の締結についてにつきましては、JR後免駅周辺にロータリー、歩道、緑地帯及び駐車場の整備を行うに当たり、令和8年6月11日に制限付一般競争入札を実施した結果、1億9,455万7,000円で整備工事契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第11号令和8年度事務用パソコン購入契約の締結についてにつきましては、保守期限を迎える事務用パソコンの買換えを行うため、令和8年6月18日に入札を実施した結果、3,033万8,000円で購入契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（西本良平） 産業建設常任委員長山本康博議員。

＊

令和8年6月23日

南国市議会議長 西 本 良 平 様

産業建設常任委員長

山 本 康 博

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第 2 号	南国市公園条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第 6 号	市道の認定について	原案を可決すべきもの	適当と認める

＊

〔 6 番 山本康博議員登壇〕

○ 6 番（山本康博） 産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第 2 号、議案第 6 号の以上 2 件であります。去る 6 月 23 日に委員会を開催し、執行部から副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、以下、順次御報告申し上げます。

まず、議案第 2 号南国市公園条例の一部を改正する条例につきましては、一般公園等として供用しているもののうち、上末団地内公園、浜窪児童公園、浜窪北公園及び旧南児童館跡地広場については地籍調査に伴う位置の変更を、蛍公園、吾岡山文化の森公園及び十市水分物流公園については都市公園として供用を開始したことによる区分の変更を、浜窪緑地公園については地籍調査による位置の変更及び供用区分の変更を、童心山公園及び十市南天神公園については名称の変更をそれぞれ行うことから、本条例の一部を改正するものです。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第 6 号市道の認定についてにつきましては、本議案の河原田 2 号線及び河原田 3 号線は、都市計画法第 29 条による開発により整備されたため、市道として認定するものです。去る 6 月 22 日に担当課長立会いの下で現地調査を行い、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（西本良平） これにて委員長の報告は終わりました。

＊

○議長（西本良平） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

＊

○議長（西本良平） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 討論を終結いたします。

＊

○議長（西本良平） これより採決に入ります。

まず、議案第1号から議案第4号まで、以上4件を一括採決をいたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第4号まで、以上4件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（西本良平） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、議案第7号、議案第10号、議案第11号、以上4件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号、議案第7号、議案第10号、議案第11号、以上4件はいずれも原案のとおり可決されました。

＊

承認要求書

○議長（西本良平） 日程第10、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

＊

承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

記

- | | |
|-------|-----------------|
| 1. 事項 | 本委員会の所管に属する事項 |
| 1. 目的 | 所管事項の把握 |
| 1. 方法 | 委員会開催・調査のための視察等 |
| 1. 期間 | 調査終了まで |

令和8年6月25日

南国市議会議長 西本良平様

総務常任委員長 松下直樹

産業建設常任委員長 山本康博

教育民生常任委員長 溝渕正晃

議会運営委員長 神崎隆代

＊

○議長（西本良平） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

＊

議員派遣の件

○議長（西本良平） 日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきましては、会議規則第159条の規定によりお手元に配付しておりますとお決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとお決定することに決しました。

—————*—————

○議長（西本良平） この際、お諮りいたします。ただいま決しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

議発第1号から議発第3号まで

○議長（西本良平） ただいま議発第1号から議発第3号まで、以上3件の意見書が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

—————*—————

議発第1号

事前復興の推進と地方への財政措置に関する意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和8年6月25日提出

提出者	南国市議会議員	斉 藤 喜美子
賛成者	〃	前 田 学 浩
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	溝 渕 正 晃
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	浜 田 雅 士

賛成者	南国市議会議員	岩 松 永 治
〃	〃	神 崎 隆 代
〃	〃	松 下 直 樹
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	斉 藤 正 和
〃	〃	西 内 俊 二
〃	〃	松 本 信之助
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	山 本 康 博
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	杉 本 理

南国市議会議長 西 本 良 平 様

.....

議発第1号

事前復興の推進と地方への財政措置に関する意見書

近年、我が国においては、激甚化する風水害や各地で頻発する地震災害など、国民の生命と財産を脅かす自然災害が相次いで発生している。とりわけ、今後30年以内の発生確率が「70%から80%程度」とされる南海トラフ巨大地震は、過去の発生周期（約90年～150年）から算定して2030年代半ば（2035年前後）に発生危機のピークを迎えると予測されており、本市を含む太平洋沿岸地域に致命的な被害をもたらすカウントダウンは既に始まっている。

京都大学のレジリエンス（国土強靱化）研究及び公益社団法人土木学会のデータによれば、南海トラフ巨大地震がもたらす長期的な経済被害は数百兆円規模に達し、対策を怠れば我が国は永続的な衰退（国難）に直面すると指摘されている。同研究が示すとおり、発災後に甚大な被害を「修復・復旧」するコストは、平時から「事前防災・予防保全」へ投資するコストをはるかに上回る。また、東日本大震災等の教訓からも、被災後の混乱期における復興計画策定は長期化せざるを得ず、人口流出や地域社会の崩壊（災害関連死や地域の縮小）を招くことが証明されている。

2030年代の危機まで10年を切った今、この「回復不能な致命的影響」を回避するためには、一刻の猶予もなく、平時より発災後の迅速な復興まちづくりの方向性を定め、必要な法制度や手順を住民合意の下で整えておく「事前復興」の取組を完了させなければならない。特に、津波浸水想定区域や高知龍馬空港等の重要インフラを抱える本市においては、安全な高台への集団移転準備や市民の避難生活環境整備、被災後の迅速な土地利用規制等のルール作りを、平時から強力に進めることが最重要課題となっている。

現在、高市政権においては、「人命最優先の防災立国」を掲げ、平時からの被害抑制を担う「防災庁」の年内発足を進めている。さらに与党公約において「令和の国土強靱化」を掲げ、国家の主権と国民を守るための「財政規律に縛られない命を守る投資」を力強く打ち出されている。

この国の強力な決意を地方の現場で具現化し、実効性のある事前復興を迅速に推進できるよう、国において下記の事項を速やかに実施することを強く要望する。

記

1. 2030年代の危機を見据えた「事前復興・予防保全」予算の重点・迅速配分

土木学会のレジリエンス研究が実証する「事前投資による被害の最小化」を確立するため、地方自治体が事前復興計画の策定や、それに基づく予防的措置（高台移転の用地確保、避難路の整備、インフラの耐震化等）をちゅうちょなく進められるよう、地方交付税措置の抜本的拡充や、新たな「事前復興推進基金」の創設など、強力かつ安定的な財政支援を行うこと。

2. 新設される「防災庁」による技術的支援と人的派遣の強化

本年発足する「防災庁」及び地方機関の総力を挙げ、各地域の実情（津波、土砂災害、浸水等）に応じた事前復興計画の標準モデルを提示すること。さらに、国・自治体共同のシミュレーションに地方の声を反映させ、都市計画や防災の専門家を地方自治体へ常駐・派遣するための強力な人的支援体制を構築すること。

3. デジタル技術・宇宙技術を活用したリスク点検と計画策定の支援

政府が掲げる先端技術の活用方針に基づき、衛星データやAI解析、ドローン等を活用した老朽化インフラ対策や効率的なリスク点検への支援を行うとともに、それらの最新知見を反映した実効性のある事前復興計画が策定できるよう、地方自治体への技術提供を行うこと。

4. 平時からの法制度・手続の弾力的運用

発災後の速やかな区画整理や集団移転を可能にするため、都市計画法や建築基準法、農地法などの関連法規について、平時から事前復興計画と連動させて特例的に手続を簡素化・迅速化

できるような法制度の整備・見直しを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月25日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	森 英 介 様
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 様
内 閣 総 理 大 臣	高 市 早 苗 様
国 土 交 通 大 臣	金 子 恭 之 様
内 閣 官 房 長 官	木 原 稔 様
内閣府特命担当大臣（防災）	あかま 二 郎 様
復 興 大 臣	
・ 防災庁設置準備担当大臣	牧 野 たかお 様

＊

議発第2号

新型コロナワクチン接種後の健康状態の追跡調査を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和8年6月25日提出

提出者	南国市議会議員	山 本 康 博
賛成者	〃	岩 松 永 治
〃	〃	斉 藤 喜美子
〃	〃	浜 田 雅 士
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	溝 渕 正 晃
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	岡 崎 純 男

賛成者	南国市議会議員	西 内 俊 二
〃	〃	齊 藤 正 和
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	松 本 信之助
〃	〃	杉 本 理

南国市議会議長 西 本 良 平 様

.....

議発第2号

新型コロナワクチン接種後の健康状態の追跡調査を求める意見書

政府は、新型コロナワクチンの安全性について「専門家による審議会で現在のところ重大な懸念はないとされている」と説明をしているが、その結論を支えるデータと分析の開示が必要である。全国の市民が各自治体に対して公的な情報開示請求を行い取得したデータを基に構築している「コロナワクチン接種データ開示請求プロジェクト」によれば、令和8年3月1日時点で全国158の市区町村から得た情報を基に、総計約5,300万回分の接種記録を集計した結果、接種当日と翌日の死亡者が704人確認されている。また、これらの死亡記録を分析したところ、最後の接種から約3か月から4か月後に死亡のピークが見られ、接種後半年以上にわたって死亡率が上昇する傾向があるとの指摘もあり、それらの死因は特定されていないが、国民の不安と信頼回復には至っていない。また、新型コロナワクチン接種による予防接種健康被害救済制度の認定状況については、令和7年12月23日時点で累計進達受理件数1万4,660件、累計認定件数9,412件、死亡一時金または葬祭料に係る累計認定件数1,059件が公表されている。しかし、前述の自治体データの分析を踏まえると、これらは健康影響の全体像の一部に過ぎない可能性がある。

全体像を把握するには、接種者と非接種者を追跡し、接種回数別、年齢別、接種後期間別に死亡や疾患発生状況を比較するなど、疫学研究を基にした分析が必要である。また、自治体が保有する予防接種記録、住民基本台帳、死亡情報、及び国民健康保険団体連合会等が保有するレセプト情報を適切に匿名化・連結すれば、新型コロナワクチンについて一定範囲の追跡調査

が可能になる。

よって、国におかれては、透明性と信頼確保のために、解析手法、対象期間、アウトカム定義、限界を明示した上でデータ及び分析手法について追跡調査しそれを公表することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月25日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	森 英 介 様
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 様
内 閣 総 理 大 臣	高 市 早 苗 様
内 閣 官 房 長 官	木 原 稔 様
厚 生 労 働 大 臣	上 野 賢 一 郎 様

＊

議発第3号

肥大化し過ぎた標準授業時数の削減を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和8年6月25日提出

提出者	南国市議会議員	杉 本 理
賛成者	〃	今 西 忠 良
〃	〃	松 本 信之助

南国市議会議長 西 本 良 平 様

議発第3号

肥大化し過ぎた標準授業時数の削減を求める意見書

多様化の時代を迎え、子ども一人一人の主体的な学びや社会性を育む教育が重視されてい

る。一方、各学校及び教育関係機関による努力にもかかわらず、ストレスを抱える子どもたちの不登校・いじめ・自死などは増加傾向が続き、教職員の病休や早期退職者の増加、大規模な教員不足など、教育現場は深刻な課題を抱えている。

このような深刻な事態を招いた一因として、様々な社会的要請が学校教育に押し寄せ、学習指導要領の内容が増え続けてきたことが指摘されている。子どもは、登校から下校まで7時間以上に及ぶ慌ただしい日課を強いられ、教職員は、多大な業務を抱え、問題を抱える子どもに寄り添う時間や授業準備・教材研究の時間を確保できない状況に置かれている。実際、1968年に標準授業時数を国が設定する制度になって以降、今日の標準授業時数は、1日の授業時数から見たとき教育史上最も「肥大」な教育課程であり、いわゆる「カリキュラムオーバーロード」が指摘されている。現在の標準授業時数は、小学校4年生から中学校3年生までは年間1,015時間、1週間平均29時間であり、ほぼ毎日6時間授業の計算となる。しかも、その中に学校行事などの特別活動の時間は含まれていない。これが、子どもたちにとっての心身の負担となり、教職員の長時間過密労働の一因となっていることが指摘されている。教員の労働環境は子どもたちの学習環境であることを鑑み、下記の実施を強く求める。

記

1. 次期学習指導要領の改訂において、増え続けてきた標準授業時数を削減し、子どもにとっても、教職員にとっても無理のない、豊かな教育環境の実現を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月25日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	森 英 介 様
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 様
内 閣 総 理 大 臣	高 市 早 苗 様
財 務 大 臣	片 山 さ つ き 様
文 部 科 学 大 臣	松 本 洋 平 様

＊

○議長（西本良平） お諮りいたします。

この際、以上3件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

—————＊—————

○議長（西本良平） この際、議発第1号及び議発第2号、以上2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました2件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————＊—————

○議長（西本良平） これより採決に入ります。

まず、議発第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議発第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西本良平） 起立多数であります。よって、議発第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議発第3号を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。6番山本康博議員。

〔6番 山本康博議員登壇〕

○6番（山本康博） 肥大化し過ぎた標準授業時数の削減を求める意見書に対して質問をいた

します。

1 丁目、授業時数肥大化の根拠について質問いたします。

本意見書には、現在の標準授業時数が教育史上最も肥大な教育課程であると記載されています。その客観的な根拠として、ゆとり教育前の時代、ゆとり教育の時代、現在の3つの時代において授業時数と登校日数及びこま数がどのように推移しているのか、具体的な比較データをお示してください。

2 丁目、授業時数削減に伴う教育の質の担保について質問いたします。

仮に標準授業時数を減らしてこま数等の適正化を図った場合、学力低下の懸念があります。時間を削減した上で、現代の子供たちに必要な学習知識をどのように担保し、提供していくのか、その点についてお尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（西本良平） 答弁を求めます。8 番杉本理議員。

〔8 番 杉本 理議員登壇〕

○8 番（杉本 理） 日本共産党の杉本理です。

ただいま議題としていただきました議発第3号肥大化し過ぎた標準授業時数の削減を求める意見書につきまして質疑をいただきました。

まず、小学校の年間標準授業時数、これ6年生の場合ですが、1,015時間と現在なっております。週で平均すると29時間となります。特別活動など指導要領に入っていないもの、特別活動は今入っておりますけれども、この29時間以外のものもありますので、ほぼ毎日6時間授業が行われておることになります。また、小学校の担任には空き時間がほぼありませんので、授業準備や成績処理などは子供たちの下校後になります。しかし、放課後は会議や打合せなどがあり、勤務時間内にそれらを終えることは絶望的とも言えると思います。教職員定数、それも教育長が言われているとおり、正規職員を増やし、ゆとりのある学校にすることがどうしても必要です。

そこで、お尋ねの授業時数の変遷について具体的なデータでということですので、お答えを申し上げます。

まず、年間の授業時数、これも6年生の場合ですが、まず1980年4月施行の場合で1,015時間、これは現在と同じで、最も肥大というところでは同じ時数になります。1992年4月施行の場合、これも同じで1,015時間、その間に週休2日制がどんどん導入がされまして、2002年4月には945時間まで減少しております。2011年4月には980時間に増えまして、2018年4月の施

行を挟んで、現在2020年4月施行で1,015時間に戻るという事態になっております。

続けて、週ごとの時数、これも6年生ですけども、1977年、1989年で29時間、1998年で27時間、2008年、2015年で28時間、そして2017年で29時間となっております。

さらに、平日1日当たりということで、これも6年生の場合です。1977年、1989年の場合は5時間授業です。これは土曜日をのけていうことですが、それから1998年が5.4時間、週休2日制が導入されて以降でありますと、98年の次が2008年、2015年が5.6時間、2017年が5.8時間ということになります。

それから、登校日数についてもお尋ねがありました。週6日制の場合ですと、250日程度というふうになっておりますが、完全週休2日制の現在におきましては、200日を超える程度というデータになっており、2割ほど減少をしております。

次に、教育の質の担保についてお尋ねがありました。先ほど述べましたとおり、6年生で日に約6時間、そして1年生の場合でも約5時間授業になっております。例えば、先生方が授業準備をされる場合、1時間の授業を準備する、45分の授業を準備される場合に、同じ時間が必要だとされております。これを6時間分、6こま分準備をするということになりますと、到底勤務時間には済ませるのは無理があります。今現在でも授業の質、本当に先生方、満足いく十分な準備をしているか胸を張って言えるのか先生方に問うたら、それはなかなか難しいと多分お答えになるのではないのでしょうか。

今回、意見書で問題にしている授業時数を減少させると同時に、授業時数を減少させるだけでなく、教職員の増員、これはもちろん正規教員の増員が必要ということは言うまでもありませんが、様々なサポートをする職員の皆さんが必要であったり、魅力ある教育現場をつくっていく、様々ないろんなことをやっていくことがもちろん必要だと考えております。そういった様々なことを同時にやってこそ、授業時数、そして山本議員が言われる授業質の担保、これが保障されていくものと私自身は考えております。

以上、お答えを申し上げまして、同僚議員の賛同をぜひよろしくお願い申し上げます。

○議長（西本良平） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 質疑を終結いたします。

＊

○議長（西本良平） お諮りいたします。本案につきましては、委員会付託、討論を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————＊—————

○議長（西本良平） これより採決に入ります。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西本良平） 起立少数であります。よって、議発第3号は否決されました。

—————＊—————

○議長（西本良平） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第447回南国市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午前10時23分 閉会